

業務委託先募集要領

1 業務の名称

バス運転士担い手確保広報業務

2 業務の目的

深刻化するバス運転士の担い手不足によって、京都市域において路線バスの減便等が相次いでいる。人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するため、市民や観光客等の円滑な移動の確保に向けて、バス運転士の担い手を確保する必要がある。

本業務は、職業としての路線バス運転士のイメージアップを図るとともに、路線バス運転士として働く新しい担い手の発掘を目的として、動画広告の作成・発信について委託するものである。

3 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 上記2の本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市契約事務規則第22条1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (3) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被補佐人又は破産者でないこと。
- (5) 委託事業の実施に当たり許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (6) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

5 募集期間

令和8年8月18日（火）午前10時から令和8年9月1日（火）午後5時まで

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限
金 2,989千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

(4) その他

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

公募に応募するものは、次に示すところにより、別添様式『プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）』及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：村尾、石田）

TEL（075）222-3483 FAX（075）213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp（石田宛）

(2) 各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書等（別添様式1～5） 1部

(イ) 応募資格を満たすことを証明する書類 1部

（会社案内、登記簿謄本、直近の決算書等）

(ウ) 企画提案書（別添様式6～8） 6部

- ・ 企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めないが、別紙「仕様書」に沿った動画の絵コンテを提出すること。
- ・ 企画提案書には動画広告の配信媒体、配信回数を明記すること。また、配信媒体ごとに費用の内訳を記載すること。
- ・ 別紙「仕様書」を十分理解したうえで、8（2）審査基準を参考に作成するものとする。
- ・ A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4版に折り畳むこと）にまとめること。

(エ) 見積書（任意様式） 1部

提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

令和8年9月1日（火）午後5時（必着）

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）担当部局（提出先）」へ持参又は郵送（提出期限必着）すること。

なお、持参する際は、あらかじめ来庁時刻の目安を電話で報告してから来庁すること。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4 応募資格」を満たすものに限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7（1）担当部局（提出先）」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、郵送、FAX又はメール（ただし着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和8年8月18日（火）から令和8年8月21日（金）まで
各日午前10時から午後4時まで

オ 回答

令和8年8月26日（水）までに、京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて公開する。回答は、本募集要領と一体のものとして効力を有するものとする。

（4）注意事項

ア 公募手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

（ア）提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。

（イ）指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

（ウ）虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

（ア）提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

（イ）提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

（ウ）提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

（エ）提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

（オ）提出書類は全て返却しない。

8 提案の審査、選定等

（1）審査方法

提出書類に基づき、「バス運転士担い手確保広報業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。京都市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

評価項目	評価事項	配点	評価目安 A (配点×1) B (配点×0.8) C (配点×0.6) D (配点×0.4) E (配点×0)
業務全般	業務の目的を十分理解した提案であるか。	10	A : 非常に優れている B : 優れている C : 概ね妥当である D : 一部妥当でない E : 全く妥当でない
企画提案内容	業務の目的を達するために有効かつ、 広告媒体を想定した効果的な動画案であるか。	25	A : 非常に優れている B : 優れている C : 概ね妥当である D : 一部妥当でない E : 全く妥当でない
	動画広告について効果的かつ効率的な 広告媒体、配信方法の提案がなされているか。	25	A : 非常に優れている B : 優れている C : 概ね妥当である D : 一部妥当でない E : 全く妥当でない
業務実施体制	仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために必要な体制を確保しているか。	10	A : 十分に確保できている B : 確保できている C : 概ね確保できている D : やや体制に不安あり E : 体制に不安がある
業務実績	本業務に類似又は関連する業務の実績があるか。	20	A : 非常に高度な実績がある B : 高度な実績がある C : 多種の実績がある D : 実績がある E : 実績がない
見積経費	見積価格を相対的に評価する (※)。	5	
所在地	本店、支店等の所在地が京都市内にあるか。	5	A : 本店の所在地が京都市内 C : 支店の所在地が京都市内 E : 本店支店ともに京都市内にない
合計		100	

※ 見積金額の評価基準

- A : 最低金額以上、 $(\text{最低金額} + (\text{上限価格} - \text{最低金額}) \times 1/5)$ 未満
 B : $(\text{最低金額} + (\text{上限価格} - \text{最低金額}) \times 1/5)$ 以上、 $(\text{最低金額} + (\text{上限価格} - \text{最低金額}) \times 2/5)$ 未満
 C : $(\text{最低金額} + (\text{上限価格} - \text{最低金額}) \times 2/5)$ 以上、 $(\text{最低金額} + (\text{上限価格} - \text{最低金額}) \times 3/5)$ 未満
 D : $(\text{最低金額} + (\text{上限価格} - \text{最低金額}) \times 3/5)$ 以上、 $(\text{最低金額} + (\text{上限価格} - \text{最低金額}) \times 4/5)$ 未満
 E : $(\text{最低金額} + (\text{上限価格} - \text{最低金額}) \times 4/5)$ 以上、上限価格以下

※ 最低金額：各提案者から提出された見積価格の最低金額とする。ただし、提出された見積価格が1,992千円を下回るときは、最低金額を1,992千円とする。

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

(4) 通知

審査結果については、契約相手方と選定した理由、参加した事業者及び評価点等をホームページで公表するとともに、選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

(5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と協議を行い、契約相手を決定する。

9 その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。

(2) 本事業に係る会計実施検査が行われる場合は協力すること。

(3) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利は全て京都市に帰属するものとする。